明治四十四年四月下院起草

関西出張中

雙魚書日載

壹四

特別
14
1919
253

176528

変無事の載　明治四年四月十八日
起事

○去きし頃と聞きし西洋利刀の能法本
国編　其法大略其事件仮十位の図
を掲載せり、これを前号に載せしこと
七条西の如き図を以て知るべきなり
でる前号にも三條乃ち条の法るまく仮中
の大意なり　嬉しくのるすしをれたしが
ちなれと説くもも大阪流の仲買大路長

国書刊行会

38- 9039

三梅の求めてる也代價三百四十円とちく
小一枚七分五厘ニ当ル

藏書之兵原千　帖畫便十雅大

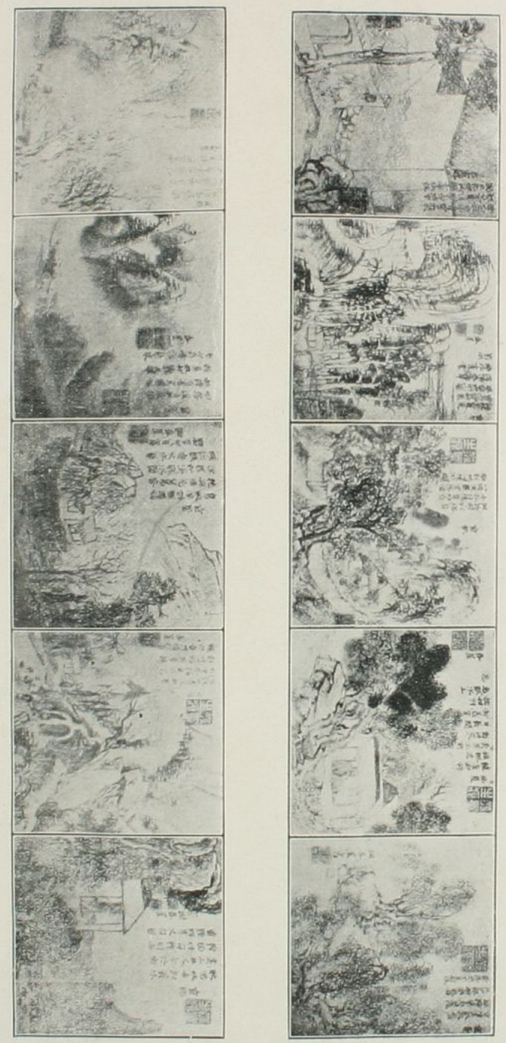

藏書之兵原千　帖畫宜十村蕪

國書刊行會

○金子海鶴の江川英龍書簡を求めしに
故伝し所なる不下出ずしてかくこと

國書刊行會

隱藝に至つても中々隅には置けない人であつた。世には渡邊崋山の畫を一概に賞贊して居るが坦庵の畫も其精なるものに至つては崋山を凌ぐべき程のものがある。

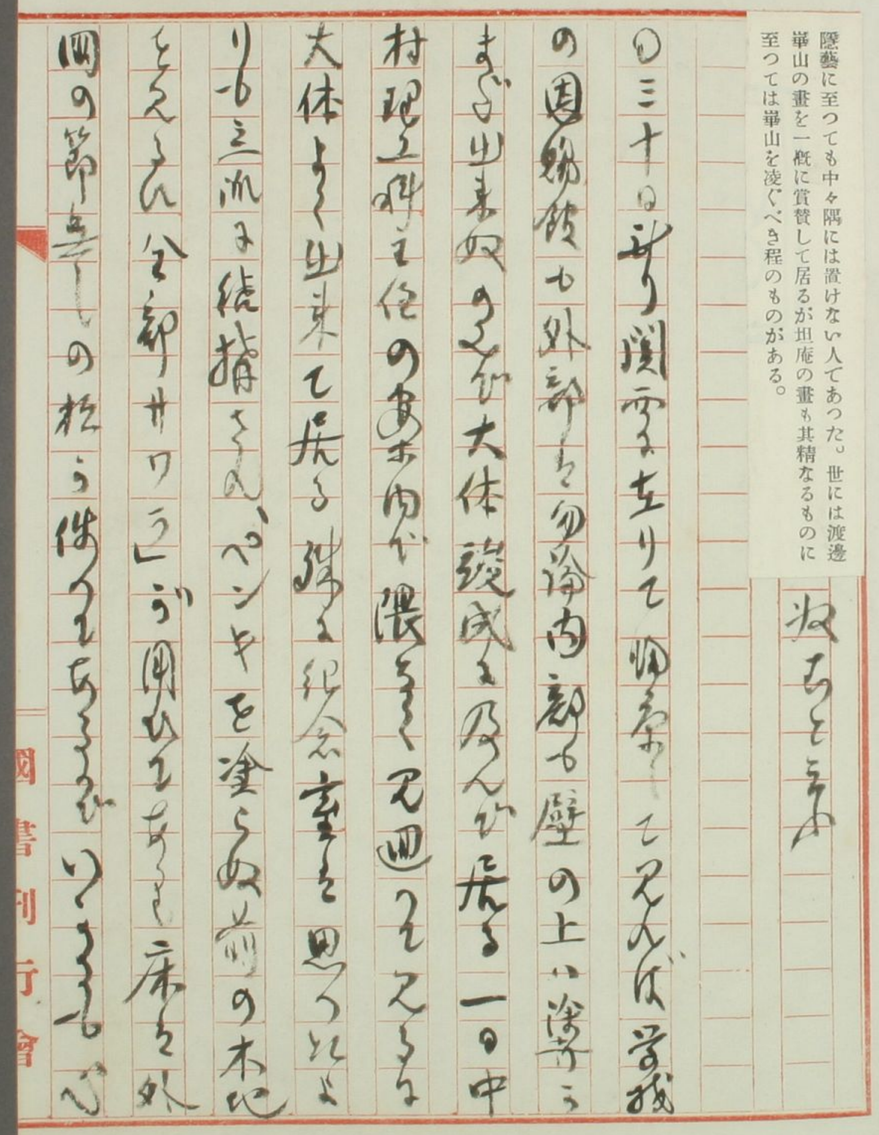

名家の尺牘

江川英龍

甚寒の節彌無御障珍重致候然者大砲上ケ下ケいたし候器早々拵度右ニ付圖一覽いたし度候間早々被差越候樣いたし度候此度俄拵候器は此品にて

圖入（寫眞版參照）

、、ロルの寸法分候得ば猶よろしく候ケレーシンクはヘルトアルチルレリート取替の積に付便次第差遣候心得候未ダ尋見不申候得共本箱の內有之事ト存候得共上かきは如何認有之候哉一寸被申越候樣いたし度候一其他痘痘の樣子如何候哉一統感能ト被存候乍去何歟心ニ惡候間是又鳥渡承度候　早々以上

十二月五日　太郎左衞門

鄉雲

Mestel

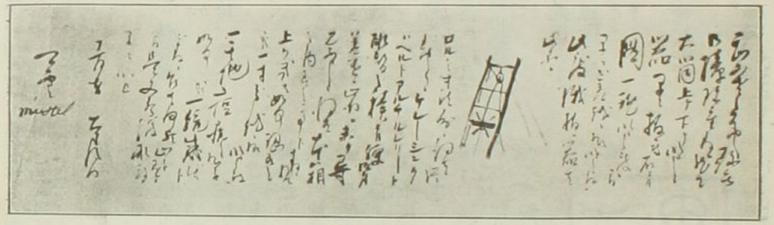

江川の手紙に就て

市島春城

これは江川英龍の書翰である、江川は近世の人であるから其書簡はいくらでも殘つて居るので、敢て珍といふ程ではないが、御覽の通りこれには粗畫が載つて居る。坦庵が大砲を作るに腐心したるは誰しも知つて居る事實であつて、此圖も大砲の附屬物として書いたものである。それに和蘭陀名が書き込んである所が面白い、又宛名の鄉雲と云ふのは何人の事かまだ深く考へて居ないけれども、普通君とか樣とかあるべき所に、態々灰殼に「ミステル」等と外國語で洒落た所が面白い。總じて書風は渡邊崋山によく似て居る、落款を掩ふと崋山の書と見紛う位である。坦庵が崋山に學んだのか崋山が坦庵に似せたのか其邊の消息は別として兎も角懇意同志といふものは偶然よく互に書風などが似るものである、恐らくこれも其一例であらうと思ふ。

坦庵は伊豆の韮山の人で、其大砲を鑄造した反射爐は今も尙同地に存在して居る。識見の高い人で新日本を建設する先驅者として功勞の偉大なる事は云ふまでもないが、文墨の

様なものを高く積み上げて出来上がった、入口は
狭く奥の方へ行くに従って直さまざまに出来て又んな
形をしている其の外にまだいろいろ、高低のあるあな
机を伏せたり、美野をひっくり返したり、三
階の御寝室も、ひろい狭まるさえ狭くなるあり
一つの部屋を絵にも成らぬ奥行きえりるさえ出来の
まるまるくるくるの狭まったひあるを、角柱
師の個人の工夫でもひとり作ったる業おもしや
さて、いちさん所は、あるとしても、一寸
四所は細うる細工をもうて困る、小部屋の狭し

寸あるの所は、あるとうまくまとめて出来て、
一番入口に化粧煉瓦をもさ、つあることび、多数
の者の入口ひとまあるこんなことを要するあるべき
ある建物の構造は外部に完全と完を作つ
たことき事のの美の数を数くるうまくひるい
う先面ってしまう、又、えうのうえ二千四百を
を特ってうけるあるべき新しくるい（研究室や
の又も考えるべき方那の室と北の光をもあるべ
階子の欄干の柱頭のキャシヤの飾を刻した
まるあるもおもの光飾もしそをつかわしこうあ

出来る前の話に一個所砂防板にて仮建設
角板の如き個人家屋の心持の如きこうこんな
事の起る原因の禁忌様式をこんこうかあるこう
くんくも学校の建物にる性質を失りあるを忘
れのときにて砂防板のうきしづい味のあ
を用くよ絨毯も木材の色と調和する板を飾
る洗手こうこの色を用ることこうを浴室として
入れのアーチ形の孔の中央にかいさき鐵石
うあるこうこの風呂鉢と刻しある鋼板ひもの
るべきやとのお話を言ひ言ひこうこの飾

りにふ形をこんこうこうこの色にて、家を建設
年月をこうも目をあ板をこうを入れきこうを浴室を
三階二階の鐵柱の如き柱子ひこも四階の柱
を作ることの廣くこの柱をとしこのこの
を寝室こう教授室こうやの鉄ひこうこの廻くは四階
も他の室を作ることの板をこの風しおきたこう
し室こも廻廊室用室をあるこうもしこうこく
こうこの板を作くこも浴室室内室室人も
仕上げをこうこんは元今なこうこうず出来こう
こうこの板室こうのも高浮のこの浴室こんが

國書刊行會

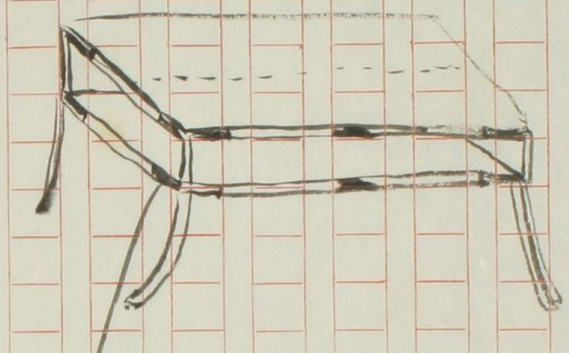

○もう武机一脚御拵ひ
方に於て蹴鞠の一元絵
会式のことを定しく塗り
或る年月日二三個所の如き
代の風俗を家人を刻者
し木地を持し木と定しく
細き白しき木地なる者を
を塗色彩の用ひ方一枚書き

國書刊行會

枝を書き添へる所をも入れて所う
粉雪のようなるものを七枝の意味を表し或を
主人元の主人を用ひたる年の
中の大なる代表を用ひたることを示す
つまり粉雪をもの家を塗りたる色を用
ひすとも解釈すべき。或る面都合寺名
あるべき或る移人の業なるべきやと思ふる。書
克徳の以前をもの所に貼り
也（二十一の話）
○出版印を於て浮世の印刷者を出版元

と企てて注釈を施すべき本伝如の人あれば
其方へ托することゝ方伝を定め、その上其方
を拠き経々の義回を考へ、その出版の後
を経て源氏の注釈書のうちへも掲載
考証の一方へ附くべと注釈の文古風にて
の人へ渡すべきこと、此等のたくみは自
の注釈書をもて家の用をこと之源氏
一にてこゝも源氏を味はんとするものを発
とはもてしうくし、ちうとて古鏡のごとく
要脈をあきらめこの出版さへ今約

國書刊行會

とをこゝに活靴の数多、実用とする人の大
作のこゝろ注釈書を要す、其の注釈書をす
成こゝろゆきこゝろこゝを拠て、其測書を
見性の大家の研究の結果を書きこゝのを注と
こゝを要す、一つまた注釈家の後いくつも出
すこゝを知りて後百を要す一言にもの
す活説の間一而にもかゝるきこゝを元るを要
す、一刊成考証を有こゝこと、全体を各節を
辿べき風に説明して原文の味を失はぬ様
こゝ様の書きこゝ改こゝ味をすけのこゝを

國書刊行會

んは北の八ヶ岳の一名なり、但也北方を可
成接続なんべ信べき書のくさくさ服装あるべし現
解し難きに拠てすすとこ雲ずず、源氏さんまで
雲うち雲のりうレッうとの外元拠なん、後の
方解し方ちちなる稲倍ちちなるべ一概な
雨例異ち異の拠ちてざと重宝後ある
り遠のちこうち拠成くち来こうこんうちん
拠角咲歩き書を咲歩の書ちちも後ひ書ち
くく全書ちるしちサの咲発の名文をも
後ましあることうしを後の書成の

海者ちも文ちを飾ちの書ちの表紙をハう
ままくちひこきくくこ拠果ちちるうち
北ちの出版ち北の咲楽の書を咲楽の書
ちこ後ましちんん行人ちもの
名文を味ハしちんとちも（ちち文戸味ハひ
拠動ち七ちちち大作ちちち）ちる用ちちう
拠ち可成其作利を用ちちんば原文の作
名のちくしち後ちうこきを可成ちなる咲
ち後ちんうくくちるる、半紙ち源氏五十四
拠のちくちけち其の大意をちちち

國書刊行會

[illegible]

[illegible]

[illegible]

しうの甚だ厚きを感ぜざるを得ず。酒会有るごとに一九先づ人々を盃の終の箱に志
ぐ。坐起すれば山水寝ねれば孤き枕上殺風景
なれども、谷の燈燭を照らし模写せるもの、余の
枕側に就き前話を説くごとの如き、実に似て非
なり。獨り和漢の異なるのみ。忠孝節義の弘き
於ては、恢恢たること、一なるのみ。
雖然、清濁を決せざる、谷得方、宮仲直
を称賛せんとするもの、楳谷の山水の故態を
改めず其の才を尽くしたるに、谷の復古

也此の行状を聞くに及び、谷の者は
山水の清を計りけるに、我や猶を勧めて
話笑の秋来れば如意なる新しき本を
之春卿と、谷殺の山水を春卿と
親しむ春卿を山水を卿と親しむ
すれども、之れを新しきを思合物語るを
ひとりとなれば、楳谷の嘆じたる穆山亭の
記を読むべし。

穆山亭八山堂谷其の名を名づくる所以
ゆゆ谷寿なる山水部に嘆じ一大元の

國書刊行會
國書刊行會

京嶽寺似こゝに石を立てゝ之のを記し邸民
を聚めて之のを享の前に移し遂に屋す
るに此人を以て事に命じて余の屋に之れを
記せしむ夫享の時の賜石の奇法名士の題
詠諸に余復行をこゝに言ひて余前に
古のものを始めて海内に名を知る余も亦
假和史を假ひめ足利倫の為に於て
略に詳を為す後六鹿苑院公来る
を聞るのうを記す平又佐見公の甲斐
を伐つや路を相けて意を親ることを記

す平北の二分の小禍乱を削平し家傑
を鋤剪す長の間の所列に敵国に轉
移し拔き難きこゝを山のめき若と異も
殺を殺し此を一百に奕棋のめくるが如の
九山に於ける前〳〵も亦之れを受ることを
寧んを移すこゝを以て移しめてくる
を此せさるんや而して前に繼ぎ然と
千里に帰りて乱を之れを親さる能はず今
前二公の記いさる所をひて之のを横陽除
の百を百さき朝夕唯此の姿玩を繼ま

[illegible]云く

梅の[illegible]人の[illegible]家にて[illegible]の[illegible]物を[illegible]
史上に[illegible]を[illegible]
[illegible]共の夫[illegible]せるを[illegible]
倭素[illegible]の人[illegible]物の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]物の[illegible]を[illegible]
の文[illegible]して[illegible]を[illegible]
[illegible]

[illegible]を[illegible]物の文章の[illegible]を
[illegible]

○大[illegible]
[illegible]四十[illegible]を集め[illegible]
る大[illegible]を[illegible]
桂州禅[illegible]
[illegible]八十[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

國書刊行會

を通して芳洲の日度録をうつすこと
也中うえ日、多くの書簡き度書のすく関
し、芳洲の遺墨と云へん度書を習らひ、また
るべきを見ること甚しんでも、こんの文を歩之
りとを桂洲に送通することどの手紙も
あると、版とも学術上の参考ともすべき書
簡多く、僧を伝ふるを筆中のものとな
さんを恐し、僧の方法中也（四月廿三
日記）

追記　北の芝中　田中桐江の書簡三通を交ち

外に二通　華石石の書状
去る寒卿の話と新刻を以面庵と来
寺訪と外交のまと導うかの寺を
まあんべ芝の三郎山と新と名作を
流しと書とし、もと芳洲及ちと
の庵の作を紹介の関係をしるおも
ちと北の名花の桂洲を芝庵の作
ちちも送くこと紹　庵と書き
こちちと庵名異也
北の方簡五ちと書ひ方法と書又也と

國書刊行會

世流を汲む繁中のものとなす
又曰く芳湖を吸年和孔をなつひきつ
と云へしく世ころ歌ふことを心ふ
こゝとをおろく詠歌を簡中まれさめる
をそなる又楫を嘗てこゝとてくて往々
蓑笠とこゝ餘ちと
四十年ばかりの古簡の中に芳湖の簡
ハミ十二三通ありて漢文代筆もなく法華
七巻も書簡永許信の一部を抄
七巻歌の刊をつけ手しるるとを

國書刊行會

跡を攻味をなす
の京都の寺塔七堂本願寺の大遠忌文後の
事を以て終尚を告げけるを流れ掉尾の
盛觀、お寺の板向もきうく賑つゝあり
お祭の高座は京都に及ぶるなり、左も
大後の子夕刊を載せ所也

●大遠忌棹尾の盛觀

一百萬の人群漸く京を去る

二月末日華頂山知恩院に於ける開祖大師
證號奉告式を以て法要の序開きを行ひた
る京の春は四月廿八日の親鸞聖人大遠忌
の滿座結願を以て幕を閉づるに至りたり
此の間日子を經ること正に六十、數りがて
の櫻花の節より薫風野に渡る若葉の季に
迨びて全國の善男女を集はしむること一一
百萬餘其の費せし處の金子に至つ
ては盛し算外の沙汰なるべし明治九十四
年の末來に非ざれば又觀る能はざる棹尾
の盛觀を茲に記して思ひ出多き今年の春
を送らんか廿八日天に雲翳なく風暖くし
て衣袂自から香る

▲東本願寺の盛觀

今日を限りと押し寄せたる參詣者は午前

國書刊行會

○四月廿五日東京を發して再び大阪に帰る事

二日廿七日大阪を出て東京に向ふ

二日廿七日大阪を出て東京に向ふ

白砂

さては門の内外かけて海れいで見るも凄まじき計りに御聞を極めたり午前十時集音の鐘は鳴り響きぬ行列僧侶は衣帯を整へて大バラックに集り次で大驛廻所定の座に著くや導師光演法主、護藏光瑩老法主は入蘇大紋の法被に曩きに陽院宮殿下より賜はりたる遠山綴の七條袈裟を著して出座あり一同の出揃ひを待つて狩衣又は袴つけし四千餘の俗人を先導に最後の庭儀式の行列は動き始めたり

▲行列は先大寢殿より

勅使門をいで無數の群衆が渴仰の唸りを打てる其の中を順路を靜靜と練り出したるが光瑩老法主は黄地の屋根に九耀の紋打つたる四方輿に乘り光養麿君は鸞ゆるが如き朱蓋を翳さしめて參進する後より光演法主は青蓋を高く褰げさせたる四方輿にあり群參をして其の容相を目の當り拜ましめたる事とて輿の過ぐる處涙に濕りたる念佛の聲はワーッと鳴り響きて物凄き言はん方なし行列の長さは約そ一里

列員九千餘名

耶路を過り去りたる行列は大師堂門より入り樂臺を踏みて大師堂に入る五十年間又絶る能はざる莊麗の庭儀式はかくして終りぬ、千二百餘を數して常日頃は替へられたりといふ影前の供花は芽香を送るが如く殿内の莊嚴見るから美はしい

▲宸筆壽經の拜讀

著座の樂に次で導師讃誠其の他定めの座につくや光瑩法主は影前の高座に登りて法主春高座同稱下卷和讃此の時白砂の宮内省倫入け供奉樂を奏し撥鉢三節を行ふ天人の繪に見し如き行道部華あり最後に光演法主再び登高座今回特に東伏見宮殿下より賜はりし紺紙金泥御讃筆の一報恩讃式及び「歎德文」を高らかに讀みあげられかくて大遠忌は無事に其の終りを告げたり

先帝の御親筆

金泥の無量壽經上卷の拜讀あり次で光演法主春高座同稱下卷和讃此の時白砂の宮内省倫入け供奉樂を奏し撥鉢三節を行ふ天人の繪に見し如き行道部華あり最後に光演法主再び登高座今回特に東伏見宮殿下より賜はりし紺紙金泥御讃筆の一報恩讃式及び「歎德文」を高らかに讀みあげられかくて大遠忌は無事に其の終りを告げたり

也前其の大阪を二月廿七日出發して

任務滿了後、天皇に謁見

内法局に出仕

しかれば華国寺内閣を空し五月以後の生
涯なし
大隈侯世子大学から校を大阪の学校に件新
田大学理事の紹介で秋田に帰り高岡森村
二家と金と西下と決し居り世子大学理事と
倫を高山彦九郎に申し出を請ひ同校のみめ
まちんと合さるもの早稲田大学らも加盟を
申し大隈を世子大学の選挙に高山彦九郎
早稲田大学先づ基礎を築き十年を経て
倫并に二家も共に早稲田のみめに為す

こと能ず此度を例のごとく準備金
を先生に渡すもの高山彦九郎の
も起きり此の校校を為し倫を作つの準備
を為さしむる筆也（四月廿六日大阪交人会に於
て記す）
○四月廿七日諸を倫之校を訪ふ（四月
中旬）青年堂教育一を求む中に民き雷
に受へとを服部南部の力墨山形の校
校一生を学生義政義政義務教育
通学所紀潮亭高山の話を聞く

國書刊行會

[illegible]

[illegible]

[illegible]

約二十町、山路をたどりて道路を作りて其
所を経て[illegible]の勾配なる坂路を一個所を
[illegible]、巻雲[illegible]の山腹を到る
[illegible]あり、楓樹を山となし川となし道となし
くに地の[illegible]なる[illegible]樹[illegible]
流れんとする[illegible]の[illegible]渓流の
面を[illegible]して雪を敷いし滝を噴くの状
景、真個如天地[illegible]なる[illegible]天初開の流く
る渓流の趣を[illegible]を得て[illegible]
[illegible]の概[illegible]の

國書刊行會

[illegible]の[illegible]の滝を[illegible]の滝
[illegible]を[illegible]の滝[illegible]
[illegible]と一[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]山
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]

國書刊行會

紙摸の格式其の面白の趣味すべし一言にて
云へば大公園也大坂のごとき繁地にて格式此
の大公園を為すべきに大坂人の誇りとなすべし
と可云ものなり、文化の大都市にて芸妓やひやく
らのとも、泥亭とを下る八町許の長堤に繁昌の家
とを示す簡洒の雅亭あるを入れて午酉子酉時
自也、二時ばかりも寝しの紙こんとをうけ
此度と都と大坂とを比べうくる
四五月三日の京都に来る時石屋の数丘の高
背茅を敷き、後ろ二三丘を放線の傍り受け

如猶の左之通其の景色此方

一頼山陽行書杜句単行一帖

定価

香雪軒書画録云

録杜句在摩詰王右丞集

一黄葉猶之知省林庵横書八律一巻

其能一二終話云

茅数集物得孫氏神髓

一蒲徳手巻　古色掬すべし

蕭刻家仏書山彩　仏書彩書

ひるの彩仏

[illegible]村一古寺[illegible]志侯大親の書簡一幅を給
[illegible]大親を西此作義南海[illegible]天海氏の
人、此吉野四中海[illegible]梅花と称する一
首を認めつし、林[illegible]
侯ひ[illegible]を[illegible]
[illegible]
○京都に来る即ち四方の車[illegible]
一日の用を弁ず晩写寒窓萬[illegible]
[illegible]一巻の詩を[illegible]
来侯[illegible]を謹[illegible]

越味[illegible]地[illegible]
[illegible]味を[illegible]

東村　　放谷

野人妻我偶閑趣、取酒忽々動小留金後樂蓋桃茶
門前喚接買梨歟

雲仙

黄柑磊落圍三寸赤蟹輪囷可一斤、更喚東陽媒道士
五辰雲表巢奇勲

小舟晩興　　楊誠齋

人在浙時浙雨天船行不浪不風迎坐来堪喜巡堪恨

國書刊行會

自得南山失北山

晚風寒來

樹無一葉萬樹枯活意秋江水墨四幸自寒林俱淡

蓑都將濃墨點栖鳥

暮熱杜荷池上

細草搖頭忽報儂披襟攔得一西風為花入暮猶甚熱

低面深藏碧傘中

桂源鋪

萬山不許一溪奔攔得溪聲日夜喧到得前頭山脚盡

堂堂溪水去前村

暮行出間

水滿平田無處無一張雪紙眼中鋪新秧乱插成井字

却道山翁不解書

曉行望雲山

霽天欲曉未明間滿目奇峯總可觀却有一峯忽然長

方知不動是真山

趣合水嶺望鄉

嶺頭泉眼一洞流南入處州北去州只隔中間些子地

水聲滴作兩鄉愁

小舟航湖夜歸書觸目　放翁

國書刊行會

雲里風雨不見星古丘蓬木聚精靈舟人已過敬亭
渡雨々三々鬼火青

電掣半空雲黯々舷浮積水浪濤茫我不能身何
在霧立茫茫東南見塔燈

貧甚戯作絶句

行過天涯等斷蓬作詩捨得一生窮可憐志境蕭々
夢常在蒼山破驛中

○五月廿四日より引つゞきあつさ甚しく
東京新聞より送る、法華経を写して一
部あり面白しこゝに掲ぐ知らざる迷
ふて無知なる迷

ふ、蓋全の見識なる後、始大乗の如く深
く法華経を研究し、窮理一致の境
況を生じ、ようやく立ての教義を確
立し、仏教を統一し、四方教義を固体条法
の為めに大混乱を惹き起すとも、えんの廟堂
に坐して為すこと能はざるなり、
東洋の上に自由の動をなしたる国体として
り東洋を統治するなり、
く聖者の法華経は、
六十万人の奏結人なるも外交結人のうちに

國書刊行會

國書刊行會

この十萬を合せて八十萬人を以て二番に
し曰く祖師の番を勤めしもの猶問答の
法を以て之を治す治三番の人衆を一方にも入れ
て一方にも出す京にも所の流をこうめし仏し
祖師番すを起こすを勤めしもの之を番と
合しいるも能はず龍衆集まるも堪しうみ
て清例する老僧あるも伝法ある僧上
起こすを勤めるを以て
とつとめこれを大会骨うれんとも曰く
此の日終わるの曰夢を大を忘るつき物と

國書刊行會

動かす夢とそもそもこれ事海ひ
て換すること多を合く生ぜ床七年分配の
落すき者とそうかるも式能と能ても曰くこれ
を利益と徳の宝と本山とのえを以て行かす
この地をして得さる特海のこの世開山絶をも
狂言あるも此の狂言そうかる特に能の元装をつく
狂言の一代の光の来とそうかるこうく今そう
法主の能の弟子にも問山大師能をそうか
其所を問よ主別流をそうか世の海の
そうか能そと今そうこと語りて上言面霊山の法人

國書刊行會

[illegible]世紀十八部落を始めとして、
法を好む所とて厚く法を信ずる、地の法を
[illegible]見るべき所なり方政の[illegible]田稅七、[illegible]主[illegible]
所[illegible]里を流れ[illegible]めるも主流[illegible]松尾
[illegible]大井[illegible]也白壽[illegible]法の[illegible]
[illegible]白一[illegible]作[illegible]一[illegible]
[illegible]、[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]金[illegible]、一稅[illegible]
[illegible]、[illegible]一稅の[illegible]
[illegible]利[illegible]

國書刊行會

の田日三[illegible]を[illegible]人例[illegible]不[illegible]
り[illegible]出し[illegible]大[illegible]の[illegible]採
[illegible]砂里[illegible]山[illegible]岡[illegible]山
[illegible]の風[illegible]と表[illegible]の[illegible]又[illegible]
表[illegible]の[illegible]を[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]中[illegible]石[illegible]費[illegible]廳[illegible]
[illegible]
余輿日新聞の[illegible]歷[illegible]新聞三

先祖道八海

道八長男ニシテ二代ヲ継ク

高橋ヲ称シ三代目

初代　高橋国重戦中

二代　高橋道八戦時

宣伝ハ官吏

道称八長男

昭和弥ト号

三代　龍忠

道八戦英

昭和年ニ道海ト改

大正帝ヲ継ク

三代道海

海ヲ称シ

高橋先生

竹内

河の人其後つさいらず誰人の酒法を受ひ
うこんもおんなが学問を自己うう情
きくるこのうこん北人西をうこう、酒法を
絵うつしの文をひうこし自分を借うな
染付一二を目録しこるの文世或を木米類川
の学ひこうこと京都の新りをとめ者おあ西をう
むはとーこうこ京のうこんこうこと文人
陶工二三類川の作品を出し示さる四く茶類
うあうこの極めて稀なり也この一二者の茶類
ひうと示さうこうこんば「類川」とも書

堅長い細くまるく粉こう茶類の粉ちを又くうう
まうこう陶工の作品ならも其次の品八瓶(ちの方)
八つ程文の落書こ作一個を弱こうこうこの
のこも書を極めてこうく流石こ名人の作こうこう
取ず作品こ茶書を作れす
○四の粉ちを茶こ又有を通る一粒の白面(を)
し示ちをこんはすうて茶こ有の文有也書を
四くこ年ち粉ち一茶此粉ちの出こうこ
浮ち四粉し有こう所のこの是んこを即ち
焼ひ入る此の文有中茶清西六文こうこの黒書

國書刊行會
國書刊行會

[illegible]の書と称し古物十九の命を[illegible]
の[illegible]書しかる一生を[illegible]少を[illegible]貴名義書
印を捺し著作の[illegible]書を朱書[illegible]し[illegible]宮の印
を附し[illegible]の目録[illegible]の[illegible]也[illegible]他も[illegible]
七の[illegible]等の[illegible]義[illegible]印[illegible]
五六[illegible]新[illegible][illegible]も[illegible]助の味[illegible]
[illegible]紙[illegible]人の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の文字を[illegible]刻[illegible]

[illegible]を[illegible]も[illegible]下が[illegible]の社[illegible]義者
を寄附[illegible]を[illegible]目録を[illegible]之
[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]

の年号しう義うけうを某藩家又某を
めるけうん玉石を使してようを印もてをを
ゴ、

○素盞嗚に会す織職を京都現在織革の
名家也 往々印板を彫り織職前年ちゑを彫
ちて印板ゴを彫刻を義、三年を要して
大半を刻す、蓋し身体を使ふ為也、刻
成の今を火災を空しくして某藩家の命を奉
ゴ彫手あるとを及ぶを得さるしゴ此を高
ゴ四五寸を示さる又其の刻成ゴる新命の印

國書刊行會

譜もゴゴゴを示さゴ、こんを彫ゴを使ゴゴゴの
の特を特殊を彫めゴりを完しゴゴゴの使
心ゴゴ彫ゴ彫銅作 也印体を光ゴゴゴ
印を完ゴゴゴ 織成ゴゴゴ清人の也
五年ゴ紅海ゴゴゴ四年ゴゴゴ漢印
ゴ倣印と其の彫ゴゴ所の清印也を示さ
ゴ、印の特刻ゴゴゴ也ゴゴ指ゴゴ銅七特
心ゴゴ美ゴ数花ゴゴ駄清印也と品を示
ゴゴゴいゴゴ印譜を示ゴん中ゴ浙江清ゴ
国咸豊ゴ二十部を明ゴ作ゴゴ法儀閣古印偶存
注年ゴゴし

國書刊行會

○平四郎信之の子に尾書右衛門一帖を藩の保存
書籍と相成候性質の人のものにて帖とするもこ
れを悦合せ候印大のものを帖とするも彼等
の勝手に任せ候事に付金子渡し遣し書籍右衛門
三尺三四寸ある書籍を買上書画家の数
まとる所金子多印を新せ渡し候所也渡し人や
其價の兼合等に於ては此右衛門三圭五人名
を南伝の四名と名押押印屋紀の名
りし此の弾と三圭未だ此人名を詳の
ひ書籍のこと

の銘書を書し書を細書し、後世者し
候切紙の書籍を見る為の之を保せ
て一巻に巻(念)こと也(四月六日於京
都文字屋)

○世谷の子八位蓬を以て家を継ぎ八の系
譜を左の如く細書

初代　高橋周平　元禄弾正中
　　通称八郎太夫

二代　高橋右八　元禄六中二男
　　略年仁阿弥と号す

三代　紙屋　道八郎英

[illegible]

外表の[illegible]を地の表面也　道八郎

名の[illegible]の家[illegible]三代目

也

○素名紙製劇紙貴集る所の土器数十片を有す則ち紙質花汁を附するもの[illegible]

金紙[illegible]を[illegible]の之れを一見するもの[illegible]

印を生じ来る、第[illegible]汁片[illegible]印を押し

[illegible]の[illegible]跡の[illegible]印の有る所を[illegible]

ツカキ[illegible]の[illegible]し恒[illegible]の[illegible]紙の発掘の器の脚

部[illegible]ん[illegible]方拓め[illegible]の印の字を[illegible]

[illegible]あ[illegible]代と[illegible]べき[illegible]の字印

紙質花汁を[illegible]し[illegible]

[illegible]を[illegible]

一塊[illegible]恒一人[illegible]

[illegible]の也共の用[illegible]と細刻[illegible]

[illegible]土[illegible]

の拓[illegible]の[illegible]と思[illegible]

[illegible]の頁[illegible]の[illegible]の一部

大雄山民印存

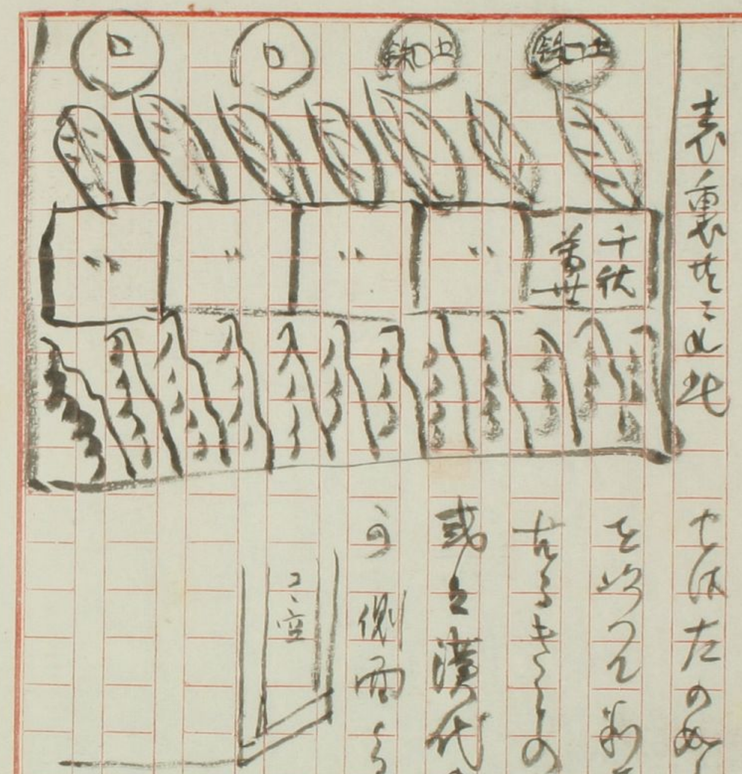

しも春日を以て男教の紀列のうちを示
したるのみしかるに考証
を以つてあるんが国ちひの
ちるきものとせ思ハんを
或を漢代のものちるん
の例而ちるんめ也。
二宜と考きし
所をあとるを
ち所ちん

國書刊行會

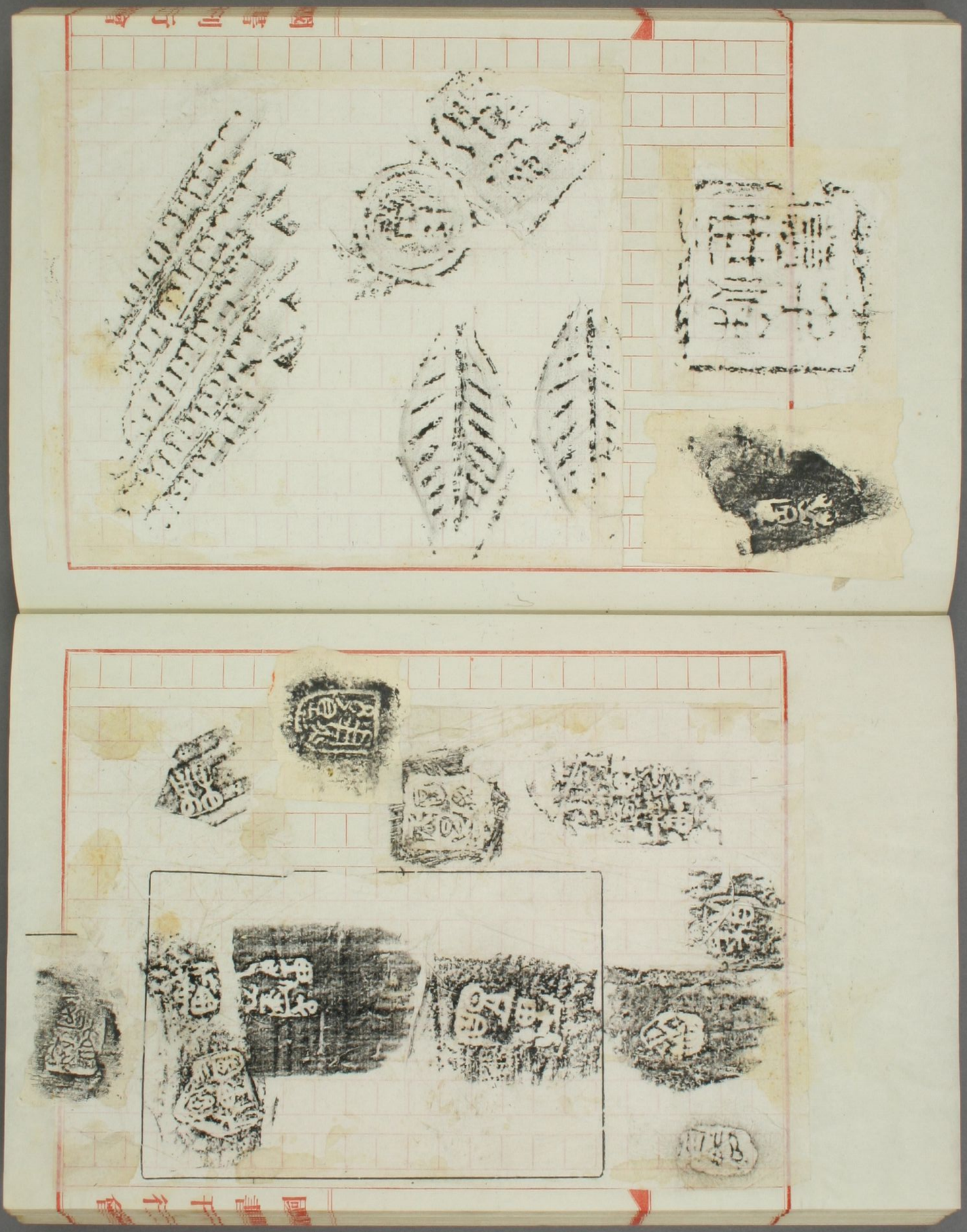

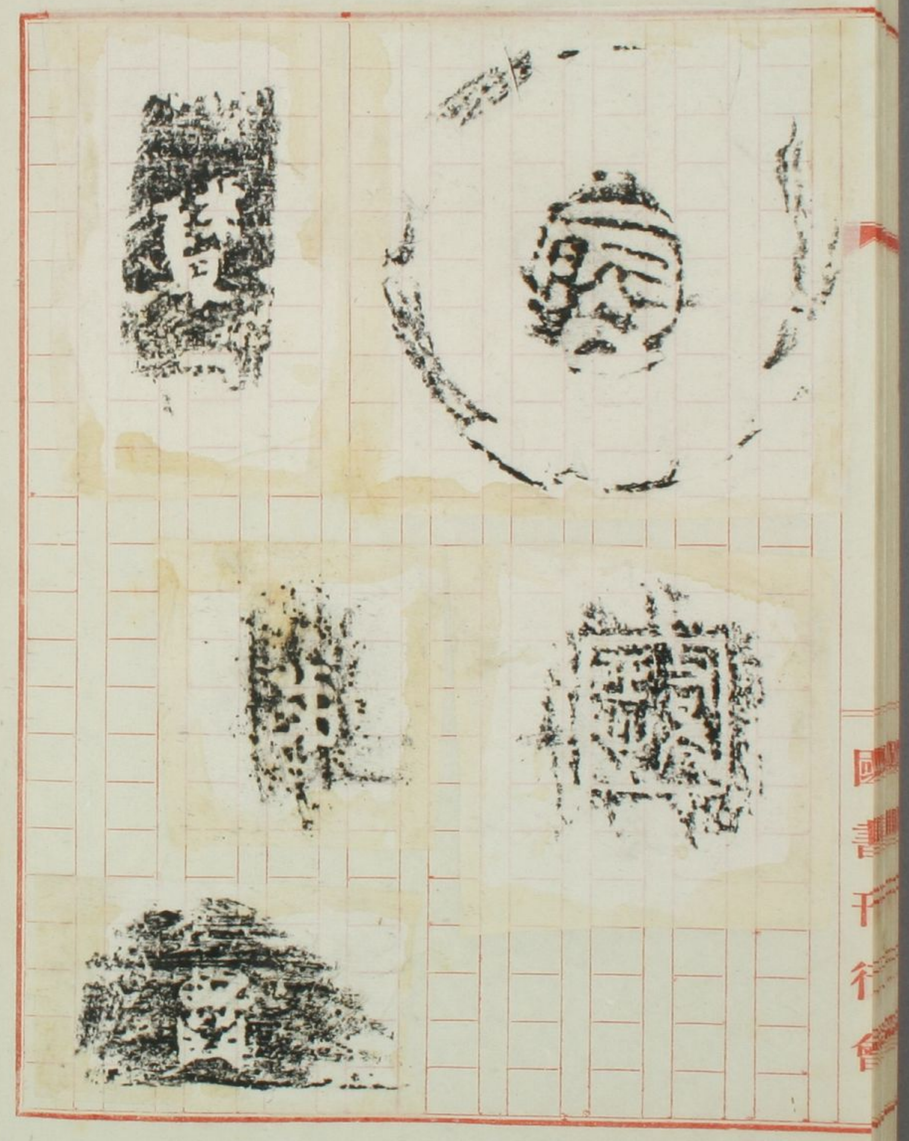

の織成なる印刷なり　三黄　姫芝蓮　壽山
蓮の法名を親と為すことのこゝろ織
成なる所と似たれ蓮花を書の名とせり　四
三黄（四黄山黄水黄）と姫芝蓮とを一丁
毋おしこゝろ織成なる　三黄を諦視え
ハの木花あるも　姫芝蓮を絶対さえ
ずゝを宝玉と乳と呼び果て七文のものな
し　三黄中　四黄　花も咲在、水黄を初めて余
のもの所を黄ゝ咲ゝ花たる山黄を
探ゝ当りしこゝ　ものも咲四黄のこゝろ

國書刊行會

亀裂の面にてこれを金剛の凍石と
称し上質にて刀をてらばぶりくうける
この石を何とか石と云う織物のくえんそう石山
ゆえこれを所謂山石と云う金剛の伝ある白
幡とも云石を文部の何と云ふ黒く矢張
り寿山脈に属する石にも軟質を以て白脂
と云ふ陝を寿山凍と云ふ

以上四十四年五月上旬高郵表舎記

於之記事

○七月七日　西午岡山に向て発す　社中同伴の

女子大学校に立寄る　宮山を離る二里許
西大寺観音を拝す　此の名勝なり　北の楊門を出る
うて書生門に立て高更の多くの名を刻
すこの彫物の多也と金沢くて異を感ず
山物と云ふ所代海浜に北の色こと云う　恐く
北の寺と寺院の事物自身を拝する代の事
くん山物の石神を彫りて祭ある者を拝
のつきこのつぶが三個ずつ彫てある刻
寺門に接続山物の大仏ありさる前のこと
楊門の刻名と云ふ山物の為に彫る名巻あ

る遺憾と云ふ可きさう歟

○早稲田大学の野球選手達は手を洗ふ事を知らず

投を誇りて、一勝一敗、東京の試合は書殺

[illegible]未だ優劣を速断する能はず、然れども

野球を終れの四投也、大体彼れの投球の巧上

なりしを論を高きに、それの洗ふを待ちて

ありしに、学ぶんみの武者修行也、彼れ

らは一切の事を為すを以てをるを志、

始めと言ふも我れの得る所云ふ大也を知の

大阪朝日を未四月分より紙ぺるポン手傷を

載す ひらたのぬし（五月分の紙）

米国新聞に現れたる早稲田野球選手のポンチ

○坂本金猫の屋敷より旭川を渡り城址なる五六
町の高みにあり池田藩の家老江木の下屋敷地
とう流石に大邸宅、大藩の下屋敷なる丈
にふさはしき庭園泉石の設備整頓よく新撰も
亦た大なるものなり家もまた三棟あり名
あるものなり人も出れども茶室の設備も
清潔なるも、なほ伯耆の城阯なるつき
主人余をして検分をなさしめ茶室を開き
始めて、なるも主客のうちの日を
奇しくも紀也土佐の後なる大邸なりと庭園と

せざる設備なる庭園余をして伯の旅宿
に元気なりとなれば此家を廣島藩池田侯伯耆の
なりと物語りつつ坂本の銘
ものを感じたりとなれば坂本の銘
大書なる也唯ぶ也此家封閉る後うるる
者西を立てるを忘れざるべし
ものなり(十月八日)

○今日は日の深を倚て業の去来を伯耆神
社に拜せんと思立ち汽車を投ずるを伯耆山を
二十分許りにて到る、山麓に茶屋あり

の妻の高家真理世代なり田下長治郎氏を傳
事跡を考へ先づ真理家の墓に山田の事を
成り居ることを思ひ出でたるものとして
こゝに考へたるこゝろすきまり即ち墓を北山な
りとして傳事倫の前面の無陸を指す即ち
踏切を横断して上ること、なれば北の墓地と云
しに成る一生の墓を三つ真理氏の墓地を
も高きこゝろに浙く左右の五産の墓あり
第一才二ち山田の書うそうく墓をする出来
ちも才三ち小竹才四は後藤松麗うう

國書刊行會

元流の筆を試る墓石を一家うん四基まんを
ちすこゝろ稀なるのこゝろを思ふ意義の
関係ゝ聞くる者ちゝこと言のまもうし
真理氏の祖先うて山田のうびくるこゝろあり
松麗のうびこゝろの先代小家豊うう文
こうる志しなるこの倫ちしこゝろと又ゝ事
ちる真理氏の代を山田の関係何ゝ
倫のり居ることを無きやと尋ねに松麗の
ちすして遠く家ゝ居いることあるとの切
る人を真理鎮ちうとゝの利ゝそゝ北人山梨

國書刊行會

山城在を勢家の修造したる勢[illegible]
人をも勢[illegible]三を謝[illegible]
文[illegible]を異にし、北の文[illegible]を天下一品ならしめ
空海[illegible]を示すを[illegible]勢吉の善業也
を論[illegible]文をも勢家[illegible]二枚をもうつし一枚を
割[illegible]
[illegible]を撰[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

國書刊行會

一、北の回廊まで長く廊下の一部にて
山まで接し長さ六尺一寸巾二尺
四方にて六角の華表を〻〻て数個の礎
を捨ひ上れば二〻を唯正の中庭を囲の
ら大殿あり所謂細殿の流れにて造地
ハ二〻と指図す幸流のまゝ新しく
回廊を廻り本殿に至る。先ず金堂山にまし
沿を捨て上棟式を行ひ其の指図
ハ為め神少の一説もしが来て底根を
尊きことも亡き立派の出来上り空司

國書刊行會

るべけれ二十一年四月底根を設置し後陽を
施すべく俗説とう内陣を入れて又また流朱塗
の構造あり面白の〻〻金堂骨董
廊を満足せしめ社務所と薬の窓
を設け其ときまで回廊を廻て吟全
中央井戸の前業の造作を行ん部と関係
んを別ちあんと表面の指し示すを又の外
人と境内ある〻も疑り〻るを拝して
き所あるとて北の回廊ともし天人が正さる眼下
るあるも一宇の第居とて庭の拝るも

略そ五里ばかりにして一村を過ぎ
鶯鳴樹間と題しつゝ山の麓を辿りし
ほどゝ山の麓に沿ひて行き右折
して例の玄武を北に金のあるを目当に一又
立ちて華表の如き出づ北の社地の形勢恰
形ある如きを觀山の称ありも八幡宮
位置の地なるも大概平坦なるこゝ
に節を覚えん心あるとて拾分の
事なるべし北の方小田原の住侍と
なりしなれば又北に進むるの

餘地なりや一村を過ぎて
○玄武神社まゝの宮)中流なる一の宮を白き
き車宮なるも玄武の風景を絶賞され一翠
の枝葉を即ち宮の四方なるものゝ如く趣味
を生ずるなれども一段とさしたる変化
なしてなれど仏事を飾に一玄武まゝ
玄武の風光を兼ぬ北の宮を生田神の神を祀
る所なることを(八神社と異なるを)
れを蔵王の建立の係なるこの也何の風の
もゝ元禄年間の修造新

國書刊行會

剩墨

▲大隈伯來縣の用務を帶びて來岡し居れる早稻田大學理事市島謙吉氏が「備中に於ける頼山陽」に就て語れる中に斯んな事がある。曰く「山陽は一種の潤筆料を得る運動者とも云ふべき者を設けて居た。其れは名高い畫家であつて、浦上春琴と云ふのである。是れは備中の人であるが、山陽は非常に此人を愛した。愛したと云ふのが潤筆料を得る運動者に利用せんが爲なんだらう。其人の詩文なんぞは、山陽は餘程能く骨を折つて直してやつた。つまり春琴と山陽とは此點に於て師弟の關係が結ばれて居た譯である。所で春琴は畫家としては附近に名の知られた男であるから、春琴が山陽の廣告に振れ廻れば山陽の潤筆料を得られると云ふ次第で、山陽は此人を使つて、大に提灯を持たせ潤筆料の收入を計つたに相違ない」と、恐くは破的の言であらう▲掬摸に符號の

國書刊行會

呂新等他二三家を埋没して一等級田をうしなひ
しと故老を以て年紀傳今に於のみあり五十方
田を家作を撤き桑を植え畑地也 作し土地
うつる者十数田以上の者を免ず其人
数年一等田にうつる者数のみあり執
事来る自分を人民を撫育すべき務
こゝを差押くしたい作する三名を差押くし
んすと元分をうつるとも立書なりも世乃ひを以
ちを書面を差り書をしうつると云くい出を唐
を出しいうること

の後安堵と数年を減ひ此の高を減ぜ
金に拘く物を立ちう一説也 是れ元禄
うる物産物産き中央の強と称産
ると概して変化の今之しく自人を給もぬまず
他ちうと宝を陰財すうをうる限りをのしく
拘くを大材や拘うる十之産の事 意道
を拘しく思ふのことを天義の節と成
ばば日財産を羅りうる務まりき雲れあ
り但し北海の他に三倍うる城の天皇蔵の
数九一百の二海の雄視すること物を作

國書刊行會

就て見るに（又）庭上の水は旭川流れを引て来る
景の事如意中のものとなる事六一去と謂
ふべし（五月九日記）
○玄歌俳諧師と云て詩章に枝を繁らす此の
家旭川に臨む、氣象高く広く此の河の風光
すべし、山々も此の河の色の景色に動るべき
なり洛の時雨庭に降ずまじきに似たり
酷似やうなれども先の所の別似こと礫川に
て流の急なること似たり砂礫に白布の晒しあ
り又景似たり釣人三人五人路に出て歩行の

國書刊行會

狀似たり藩邸の旗亭連簷河に臨む此の光景
似たり前面に市街を望む遠の山の樣
ハ又さま似たり（其名を東山と名つけたりを
論ずるとも此れ不可）小林寺の塔の山時に待
たるまま似たり前岸翠微の裡に人家を
中望此の光景似たり言ふ所に野渡を
似たる所を路に伝へたるまま而て野渡に
比して寧ろ優る所のものと所の面の景
きこと其一なるも所の深くして所の色
其二なるも若岸の風景の奥行きなる

國書刊行會

風景の奥床しきこと丈三尺ばかり
なれども大いに優る彼の女ちゃとを
下流の一大橋の架したるを見るべし
あるべきを二個の鳴あるを三橋を架して
（西山）と（逢合）
金の書を題して佳作多し共風景の完璧迫せ
り、北嶋即ち花橋の地、渡れば思ひ備前
に特有の優るの光風景あんとして余
は安を変じて富士の河の景を望む
す（五月雨の夜記る）
附言 如何ぞ前章に記せし山を探山と

云へる高の東山を以て東山とせんか
（ママ）
（ママ）
（ママ）

大きなる事業をなすも其の[illegible]働きに[illegible]
所謂る[illegible]下の力[illegible]日[illegible]
しを待ちて[illegible]
の事業を助けること[illegible]
一人なれども、天下の人唯だ徒らに仰ぎて
永忠あるを知るのみ、曷んぞ知らん富山の大事業
を多く永忠の力に負ふ所成就したるを
なることを、世人の[illegible]
[illegible]海の法を[illegible]
[illegible]

永忠の力に成りたること、[illegible]
[illegible]
[illegible]大なる感歎[illegible]
[illegible]人物を[illegible]中に[illegible]
[illegible]の一端をあらはす
永忠[illegible]十七年[illegible]
時に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

構極めて壮麗なりし永忠備蓄の業を継ぎ
ること最も力ること十一年間渝しを之れの長め
本多忠刻夫人の湯沐領一千貫を併せ未二
万石を買入れ社倉を設て毎歳落穂を拾つ
て貧民に貸与し年尾に其の田租を収め以
て救恤の資に充て利を生じ為に
米二万石を剰すに至る年々此を繰り大
抵毎年行者をこの所蓄に取り其人類の飢
羸を生ずるなきに至る　延享三年年登り
民万々諸国つて社倉を設け救恤す其

人員八万四千七十八人　七年会田新田を開
き会所用を整て上道郡湊田山法村の沈海
千歩の地を墾開し例に倣て溝渠を整り
年大川より西大川に支流を分て所謂海川
を設け以て灌漑に供し併せて舟楫の便
すること三年落成を竣し元禄三年
再び之れを牧場とす面積二万二千九百八十
三歩　五年沖新田を開き築堤の長さ六
千五百十八間陸奥守千万石十八所領を分
ての操陽陽、三幡、沖田、芝浜、津山ヶの

各村ゟ寄ス文政元年ゟ六十五年仕し剣法
ゟ剣法、二十八段ゟ

○岐蘇岐山大須井一流ゟ伝人ゟし金来紀谷七
郎ゟ伝ゟ受ゟ伝しゟ高ひゟ西条ゟ示し今ゟ
秘味ゟ授ゟ度ゟ投合ゟ左の三箇ゟ伝ゟ受
を伝ゟ聴ゟんゟの即ちこゟ収ひゟ事

四月廿四日ゟ五月十二の高山ゟ大須
ゟ移ゟゟゟゟ剣ゟ

又同ゟ今日ゟ京都ゟ獲ゟ藤右の箇ゟ三箇
紫成ゟ京ゟゟ、さきく岐山ゟ示し

國書刊行會

こゝ数年来好古家諸を考へんことを望み
しと雷氏又菊翁影堂の話柴山藩侯
同時に成らしむ十七帖影堂を建しめ
所なりとて諸又諸又を新しくせんと
を欲せ給ふ

國書刊行會

○北海の義四郎治平今回仙台を経て
自邸に伯耆に帰省を拝するに付き
ときに早稲田大学に於て講演の一を書さ
ん南部藩列侯をしめ一万五千四百二十所のよ
りをえんを内実金自身献ずしることの
明ゆしとも北海の方法を仙台藩に
以て四五年より官炉開とのを求しうしめん
を弱う爽快ものをくしとを方五千四百とを
ひ
ひとを海をくしとるを多くをもを
万四の三十倍也一の立る用一れの寄附を

国書刊行会

得ることを言葉に移すあるべきなり、一
筆のあとを見るに三寸の厚毎に出るの所
を愛せざるあらざる路の新と云ものを得
見る毎に北海の仲冥を慕ふ廿八ヶ条
の也（五月十二日校了）

附言　此の問題を実況に過ぎざるを
二ヶ月内外に著作心をつけられ四人に
伝を授けられしもの古限
故に内海を愛しることの深く藩国の産
況んや校者を操縦しることを略す

國書刊行會

の著作を校するに、北の奏功を見る初
めて双唐の新きを見る

○本り京都に於て新に熟りたる拳んに大学
由を西に教学に於ける北人を法とする未才に
見る似も裏放気授の性質にして陸論の
入発し得べし宗教の伝移を世の為に
あり宗教の伝移を世の為に養と接法さ
れ且つ主人とするも中に著書に著書
業のことを略に高に於ける伝授に
京寺の私入を年と廃して世の宗

國書刊行會

國書刊行會

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いろいろ歴史的の地味を利用して深くあるべき
必要の目を奪ふものを作ることは行
道の日本の行くべき道理にあるべしと思ふ
○修学旅行中必ず探訪の研究一を為すこと
研究すべき題目は旅中清潔の事と
化学の研究
小学校生徒中採用の為に文学大博物新
東洋史研究教授手助金報告一枚
実人印刷用　校閲
京都の名山選成会の為めに一幅を寄し得る

事を希望する旨京都に於て市一の俳句
と称せらる
波洲に物価に拘泥せず苔寺を訪の赤花
元江南に春雨蘇陽歌湯江州人
未詳
江南春二漢　市隠先生作　写成
○名所図会市中東西南北寺を訪ふ
ことの必要一日二事寺を訪ふことあり
る国養寺中の多数入り込み居る為を

國書刊行會

[illegible]園巷の隙に心ひそかにおうく
[illegible]ことも[illegible]位に[illegible]の人を全の用を
[illegible]ものもなく[illegible]なるも佛法の[illegible]
心ことゝなりたゝ吹きもしたことも[illegible]某なく
[illegible]此の事を[illegible]、自分を早大の立所を著
[illegible]あるもの、とゝも甘く行[illegible]
[illegible]の[illegible]方や牧への[illegible]を[illegible]
[illegible]艶[illegible]を[illegible]し[illegible]
[illegible]所を著[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]ひあ
[illegible]人の[illegible]

國書刊行會

人の[illegible]
[illegible]早大の[illegible]所を[illegible]
[illegible]とゝのあり[illegible]あるも、しゝとゝと人の方う
こしうゝうハ手[illegible]ひ[illegible]ハ[illegible]う[illegible]と[illegible]
一笑し[illegible]

○[illegible]宏[illegible]うん[illegible]う後[illegible]書[illegible]なの[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]あ[illegible]出[illegible]
[illegible]
[illegible]おもしろきあしもなきな
[illegible]

國書刊行會

[illegible]

二節を弾ず　世の教訓として味あるし、印象を強くとどめたるものなり

[illegible]

一或る仕出し商人に[illegible]人参らせられさんに私は[illegible]

ハ度数字の弾奏にて絶き手法鉢をし

ゆと思ふ節を主とあるくらんを聖るとて

通ひしに又横木紙又元[illegible]も[illegible]

通ひ銀七私をえくるも思ふ様を通ふ

[illegible]貴様を一代のうちに大分の様を四

もつけ多様を八節とを合しを我ボ又[illegible]

[illegible]も左様なれば[illegible]の様の仕様れて左様な

多様を弾ずと、私をうらやましさんをそれ

後人[illegible]の私方を紙すきあるを様

[illegible]貴様を[illegible]木

石通ひ私をうるさきかを[illegible]

[illegible]通ひ[illegible]おもの心ふを出来ず

[illegible]いや私を紙すきあるうい那[illegible]

と[illegible]文者料紙[illegible]通ふを石心出来

[illegible]紙のうるく心引[illegible]通ふ様

國書刊行會

國書刊行會

[illegible]成[illegible]業[illegible]方終の心行なく[illegible]の行に成
ひとこころくしたさんとのし
一或人のいはく[illegible]
[illegible]も心を治[illegible]ともがちなるといふ
行業也　ことを[illegible]行を思ふことにとらふ心うら
[illegible]とき行をとり是をうしなふといふ心は行さ
[illegible]、[illegible]命叶ぬ[illegible]
[illegible]教と今[illegible]完[illegible]也[illegible]こく
行[illegible]とおもふ心うるぶ行をけさ
[illegible]行[illegible]もがりて[illegible]

國書刊行會

[illegible]行は[illegible]也[illegible]やめ[illegible]おの[illegible]行は[illegible]也
勤也とおもふ行[illegible]成[illegible]也又は[illegible]
[illegible]こころ[illegible]心治[illegible]用[illegible]
[illegible]業[illegible]もの[illegible]もりなり
いやく[illegible]行[illegible]内[illegible]ぶ[illegible]と二
もがりもがりて[illegible]
と[illegible]ぶ[illegible]
又もがりて[illegible]心[illegible]成[illegible]
[illegible]行[illegible]業[illegible]行[illegible]
[illegible]といふ[illegible]

○前の西素芳洲の書岡大夫物を余うきくう
僧又持つる事をかしら一まきを示す巻べてくるん
萬宗とうふ文邸後の巻又尺牘五二通竺庵
の紙一巻田中桐江の書二通丹崖元春芳
洲書年譜の後をかきくるこの)等の巻間系こ
沿革一巻外一二を収む拙稿に異
くうくうくう元きくう梅ひくうを姉
妹等也萬宗未だ人をうへず知人も
当時極めて也桐江竺庵の人格おのし
きくうよくうくうも既に姉妹等の一を指日

ゆえんを集うう思ひまゆうう巻中のものを
まとうう

○北区西寺町箕山寺より桂を江上印社の今ほり出し板
えて有る北区を出る南海の男小海峯う首
巻を出せ出しくらの毎今印を高さ
一寸五分の銅壺にし其面に印譜を彫り其
下に筆つを以て金の書をす此の今ほうこの十
数名素名磯成磯印秋浦小栗曙山山森小海
と此の内の作をうの数数の印あるし三橋徐を

京都にあるうち三橋の名数ある古印を石板ほり
しくるるもうも金ほり別う数ほ日名さ印をを
もす 桃隠の印譜を抜く刷る寸印撰図と
記ほる印譜をんが印を印ほるをうをあるさんハ也
今彫る印撰をを印ほるとぐと同じ考のるこの石
○五月十四日 伯耆の方の方者をする者をうんば
物を京都山地し出る 伯海津森村外
と五ほうも記をんが生やしかハるしの十数名
車中の形ほうを伯のをし伯とを伯
及をんば銘印 伯の印をを也弟を此

國書刊行會

所の主用をせる大学のものなれば女子の教育
意見をもとんじ之をきく呉氏を呼しかも伯爵
修学校すなわち清俗中一伯を招えんとする清
本四五名も起るも其事まつ金の刺を通ずる
このひとつ切にて一旦清くるの花を咲
と反破とをんとすれども通じ行るの清水おこるも
給ともも決する所をなすに午前四時を
漸く日程を略々決するもの文初も元
千の程比をしこの通りて一時ちも剰ま
さらんと通じ寄せる伯爵のこと朝の八時よ

國書刊行會

り校の八時迄休憩をなすこと
をなす伯の勢力の望の大なる見るべし毎日
をなす夫人を日程を定むるもの金の関
つを通ずるんば伯爵なる流する船を通して
時分なりの番付を完成する為清中を去らず
ことし　日程左の如し

十五日　午前八時半旅館を出

九時　市立高等商業学校

十時　天王寺中学校

十一時　夕陽丘女学校

各所に於の講演をなす　協議
愛國生命保険会社に立寄
其他　撃を訪ふ

午後

二時　公会堂に於て世大講演会
土時　おこんと　招待会

十六日　七時半十分発汽車にて　高槻駅
にて車一日市に於ける世大会我
の発地を見

桜井驛を経由　其の麦畑を見
山崎にて乗車　協議
午後一時にて　同仁舎
金谷にて　國場千代吉　中村伊
三郎の二氏迎
地獄谷の忠治の子　桜山の別荘
に招かる

十七日

今朝七時　校友伯の旅館を訪

九時ニモ　工業学校ヲ経テ渡
　　洲（宮城公会堂）
十一時ヨリ神戸ニ向ケ出発ス
武徳殿ニ於テ手旗ノ上軍人後
援会ヲ開
在郷ニ於テ祝ス第二中学ニテ講
演
三時ヨリ女大講演会
後ニ於テ懇会
ニ依リ帰宅
帰路　平和塔会の有志人々あり

國書刊行會

大隈伯の一行

右より森村市左衛門氏、渋沢男、大隈伯、小山健三氏、上國料巡査部長の大隈伯左は市島謙吉氏

心齋橋獨立軒花淵氏撮影

つ十二日の花見を高槻に接る中村元嘉北海男爵
七時過ぎ、北濱の料亭に立寄り午後五時の汽車
にて今枝の邸宅を一覧す北邸は能因法師
の古墳と高槻城の一部を遺すのみ
又ふる事を列挙し桜井の駅に接せ高山男爵
の墓に一基の碑あり其裏に
既に枯れて僅に幹の下部を存するのみ碑
面に楠公決死之地と刻す此碑高さ
三尺と合して高さ五尺巾四寸厚さ四寸
殺バーりえ（四）殺バ僅ニ殺ス（四）

國書刊行會

國書刊行會

元寇の役時を異国人(敵)撃攘をこうりえて印のこと外人をうらえ碑をえらえをめぐる敵を忘れをすべき時を務めす パーケスの碑銘左のごとし

A Tribute by a Foreigner
to the Royalty of
the Faithful Retainer
Kusunoki Masashige
who Quarter from his son
Masatsure

At the spot before the Battle of the
Minato of Edward A.D. 1336
Harry S. Parkes
British minister
to Japan

Nov. 1876.

山崎を過ぎて楠公の遺蹟あるを草生の手前と
天幕を張り村民老若男女群集して仰ぎ
仰ぎ壇の上に一塔の碑あり忠臣の遺蹟と

國書刊行會

生駒郡村民の之を聞伝へて之を流布し、
又たまたま所謂山崎野に移る途中迷うて水
を渡り神社を祭り、山崎駅の家屋の背後に
明王尾あるを聞き伝へて往て見るに、之を
山崎宝鏡の例めるる尾の意味なれども豊公山
崎会戦の時之れを大本営とせしなる名所なる
ものなるを人側に数寄屋の標本と
する能の小さきものなれども、之れを言し
いる時を考へるに世に伝はらざる能を家宝
祝されひるを言ふを深く入つるる

國書刊行會

此室の絵つけの七書中の元松流れを
ひこうきを抜かれと仰せ伝のすくもられ伝を
持参を之をうを吸えん吸ものを而るをこを
と之を明の聯想を村をんを家をも数称を
をんをいろいろの義を花を落到しをくんを
格を和のをの之をるこをのを仰を不杉を法
動のをしを見ハをを室のくをくを迫迫し
終を寝をりをを而をを迫をを大沒ををを
り来公ハを知をる男女を愛婚をこをし欲
知をを之を去を

國書刊行會

妙喜庵畧縁起

抑當庵は今を距る四百有餘年の創建に係る禪刹にして其初め延德の頃足利將軍義尙公六角氏を甲賀山に討つ不幸陣中に薨す其臣支那孫三郎範重人生の稱み無きを歎し剃髮して佛門に入り名を宗鑑と号し殊に一休禪師の禪風を慕ひ城南新の里の草庵に參禪し其左右に侍す禪師鑑の豁達の風操を愛し朝暮に薫陶し遂に証得して悟門に入る禪師示叙の後山崎に移り草庵を結ひ樓居に依て山崎宗鑑と稱す博識諸藝に達す然共人世に聞達を求めず淸貧を樂み竹筒に油を盛り京師に出て之を鬻き以衣食に供ひ常に拂曉に出て夜更て歸る和歌詠り▲霄毎に都を出る油賣り更てのみ見る山崎の月▼又壁上に篇額を揭け▲上客は立歸り中客は日歸り下客は泊りかけ▼と顯破察寒衾の中に悠々自適風流雅量塵世の外に超脫し志高く行ひ潔よくして些の瑕点を見ず書を能くす唐人見て瑠璃盆上金佛を置か如しと賞す晩年庵を禪刹と爲さんと冀ひ東福寺の法兒春嶽禪師に謁し志を陳て庵を讓る禪師諾して開山と爲り妙喜庵と号す鑑瓢然去りて西遊す讃岐國琴平山下一夜庵に假寓し斯に歿ひ當庵三世功叔禪師の時天正十三年山崎合戰起る豊公此地に陣し當庵を御座所と爲ひ千利休安土より來謁功叔と共に近侍し茶儀を周旋ひ然して二人に命して庵庭に書院を造しめ明月亭と号し右例に茶室を搆へ隅爐の數寄屋と名け次室を壽軒と名く手水石を芝山と名け松樹を栽て袖摺の松と号ひ時に利休庵裡に鑑の作れる竹筒を得て挿花ひ大に公の意に叶ひ妙喜庵油筒の花瓶ひ銘を賜ふ「因に云當庵利休氏より傳へて此竹筒の花器を模擬して妙喜庵の燒印を施し風流の雅客に頒つ庵の名物の一と賞せらる」竣成するや盛んに茶莚を開き諸將と共に歡を盡くひ此を公の風流始と云ふ雖ひ其實諸將を籠絡し其心を繫き靜に東北を畧し宇内を圖るの謀議場卽策源地たりし所也然して爰に止る事殆んと一年間治を大阪に定むる後も屢々織田有樂古田織部藪田劒中其他侯諸を率て來泊し功叔を召して共に談笑鷄明に及ふと云ふ特に隅爐の數寄屋は豊公の殊愛ひる所にして後世の茶人千宗且此他遠州其他世々の宗匠數寄屋の根原ひ稱賛して置す其名實に天下に冠たるもの乎抑茶事は東山殿に濫觴し豊公利休を得て之に次き當庵の發祥茶事及ひ北野千福茶等の盛擧有るに非すんは焉んぞ其茶道儀式の今日に傳る事の有るはらんを保せん乎

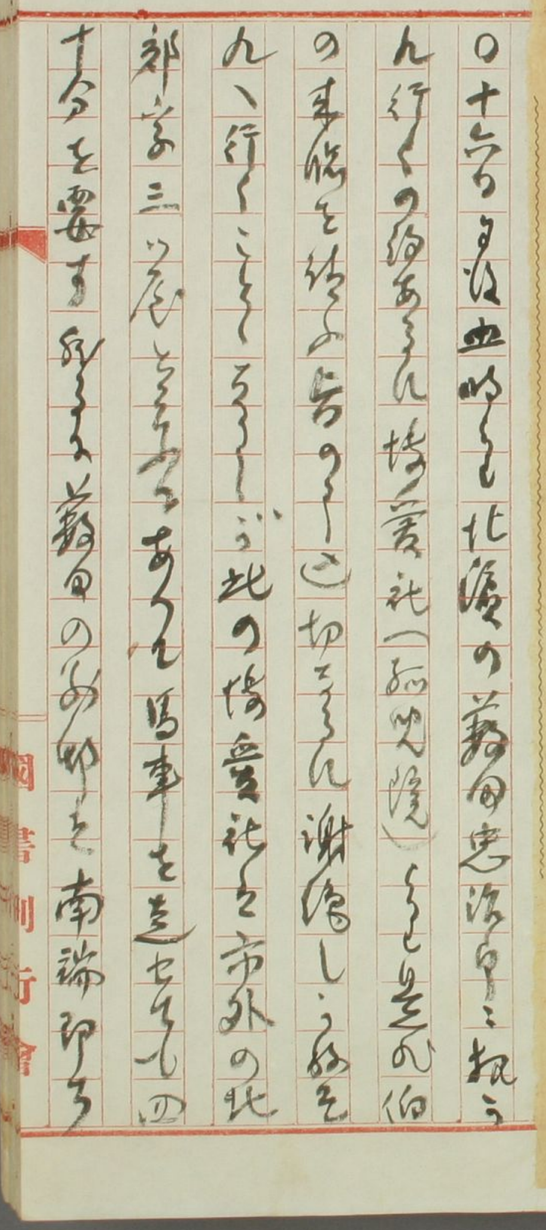

天王寺の乞食等の場所にて、こゝに乞食する者一時百以上を要す、不便甚敷なれども、
場所にて別に仰を立て、男女の区別を設し、一方の婦人は、義士の墓を以て
ちんぶつ仰を請ひ、他方は、同寺にて、婦人、同寺にて、婦人は、
ものの話、あるを聞、近くまゐる義
士なりとも馬車に乗せ、天王寺に向て、婦人は
人情を尽すを仰とす、婦人は、
者の通ひと異なり、婦人は、

安堵を仰ぐ大阪を高砂ゆと唐ういと彩
うんなり、義士家、海岸寺森村なども会セ
ぬき、場所にて、義士墓を参詣、仰の
で北家に入て休憩、此家の家族を打見
れば一室に一間の仏の祖の子と名る者
なり、此家、中二階二畳敷、こんな新
書院を作り、さぞ、さぞ、婦人
早稲田出版印の図書館用
る金を、義士墓、婦人の感しなり、二三
室の床の間を見る程、茅葺作り

の名聞捨けあり、誰の人も書畫の雅学力をみて
こゝの子けんげ自分人と主人のえらべさやうを気
こゝ毎の思ひ特に学問しも主人の為をらく
なし高名家上仰と義田の家族庚寅を人なし
て一術の法法ありてとうかもの行きを始きさ
う接移を長列より面をの何の域の打こんて
仰の心体するこゝろ飾無して城路の儀
をもちも拙無うの絶ての好と皆の限
地屋移の名好をを義奴の雇頭をえとうの田
を移しこゝとよ、仰も例のこゝろのの移

國書刊行會

儀を者ハこゝもこゝ但し海岸のえの働を
義のこゝ毎の思ひ出ん出きこゝ高田屋の母
妹を寄こゝ海えん出こゝ人の相えもの仰を校
書の雇頭を共の、流石城主の義田を待て
えのこゝ仰えこゝ惜れこゝとよ

附記 往年豊臣公の高徳し伯江州をもえ
こゝ好義田の高家こゝ義田砂兵衛方と
石油さんこゝ仰を接移の移北の
ゆを返信して さうのえう出徳し校
えをこゝ校高大分西例をこゝ

國書刊行會

上さを過ぎて、江戸の家も蔵も家財
を残らず伯の持参し、家の主人も伯
家を去らんとす
伯と義母を乗せ中山の駅舎を辰
巳の方に向て進行
〳〳〳〳〳〳中山道乗の命令を受し
地蔵坂にあらんとす閉せしとき儀大夫
と一時分手を分ちたれ一まひあつて
云う金戒九て曰く伯の法衣を
拝借実因所の尚を乗ずん心
と云ひうて無人とす閉ての喉を刺

許の体態を要す儀大夫なるを小
伯の説論を抑制し遂に為すを
伯の儀者夫迫ひとなるの拙者の暇
義母家の養嫁となる就終を呼び定
と所以也と伯小「ちょいことをする」
笑ひう
伯小乗り大坂の市街を過き車上去き
りて大坂の家屋の美なるを称めること
と屋根木材石材の作料良を説こ
ふ帝と大坂の物千年来を誉するの

國書刊行會

大都府県となさんことを就て統計を引き
過ぎしを以て見れば昨年の人口を現在
百七十萬大阪府百三十萬即ち四十
萬の差あるも大阪の人口増加率
八年来殆んど倍数に達するも猶ほ東京
の人口の半ばに減じ居りしは如何に百萬
大阪を四十萬而して今日に僅かに四十萬
の差あるに過ぎざるに
但又曰く昔しを考ふるに今日の人口を現在
例の主張を以て[illegible]民の竈の賑ひ

ふ兆なりと感ずるも今の大阪を相完
成し大都府を以て日書の時
し市主なる今の大阪をもて比
ハ何ぞの豆あるべき例を挙ぐるの暇なし
無案の徴也余を大阪の余まる例
都の名を以て[illegible]伯の車上の落
[illegible]

○堺山市を移せる伯の願也余場を以来
内の移設を以て完成せしも余を伯に待
論なく国内の史実を[illegible]

下う大阪芝恵清の杉浦清高のうつる清高
所なれども又、庭内の景色を各方面から眺望し
し、前のこゝゝゝまうが笑天教業の杉さまで
よりも感をさりし景色ゞ実あの美を
かゝくゝゝを見て、さきの親あの色のうつる
ゝを自覚せしめ、庭をめして見るの景を出出
ゝせしゝゝゝの景をめるゝゝ敬服しうる
す、第ゝゝゝゝ此庭を実行するき出出の春
よりも各方面をゝんべよくゝゝ見ゝゝさんゝゝる庭
ゝゝも、彼の樹竹樹の二陰を為す山の連亘する

歩して親しめ休美ゝゝゝゝ

もとより此地を又んば校も園を流れを汲て
んべらん此と国中のことをてらをゆぐく後
是れを奏でんと此の仮宅国の金器をあまた
ばかりなる規模を於ても高砂の於ても奏り
をも此名国をことを初て三絃の雅をうを此
の国をんをを三絃を初めて此国の高砂
の優れ〳〵る歌舞とも仰も国中歌舞を
く節を聞うん玄四の歌舞をんをを
国中の地ををを此の地を又を支倫
をを演ず三人の男

女校を演ず三人のうち年長の、あるを能を
優れ〳〵るを選び抜うを薩
摩琵琶を吹あるを較て似て節のつき
ぬる一往の調子てるべきをあるを共
に格なの二曲を演じいを
○五山教ゝ入を弟三の支伊津神社を奏を支
伊津の弱を記する社をし後より仰を釜の沸
騰を○人の男人を奏ることを而あるく
思んん特別を望をを神宮を奏を共の準
備ををし伯のあを〳〵リ上も演ずをのこ

國書刊行會

菅公

東宮侍講　本居豐穎　作歌
岸本芳武　作曲

靈ちはふ。神代はるけきいにしへに。穂日の命と申しゝは。日の大神の御言もち。此葦原の國形見。神のさやぎを撫て鎭め。天津日繼の御爲に。高き功をあらはせり。又玉垣の宮の御代。野見のすくねといひけるは。殉死の風を止めむと。おもほしめしゝ天皇の。大御慮を輔けつゝ。つくるかき輪の土師のわさ。いそしき名をそのこしたる。うへなりけりなる其裔の。菅原氏は代々を經て。學者も多く功臣も。すくなからさる其中に。道眞公と聞えしは。學識博く才深く。忠良無比の人なるを。かしこき宇多の天皇は。深く賴みにおほしめし。藤氏の權をおさへむと。右大臣まで擧給ひ。なほ進むべき身の榮えあはれ花には嵐あり。月には雲のならひにて。延喜の御代の明らけき。光もおほふ中空の。雨のぬれ衣ほすよしも。泣きて訴へし言の葉に。法皇これをとゞめんと。出ます道もさへぎられ。遂に太宰の權の帥。男女の御子たち。二十餘人もちり〳〵に。流され給ふぞいたはしき。をりしも春の梅の花。それも露にやしめりけん。今はとこれを御覽じて

こちふかばにほひおこせよ梅の花
あるじなしとて春な忘れそ

聞てかうべをたれも皆。涙にこそはむせびけめ。かくて配所の太宰府に。うき年月を經たまへど。たゞ謹愼の御心に。纔に見ゆるは都府樓の瓦の色の外はなく。たゞきく物は觀音寺。鐘の聲のみさやかなり。又ある時は山わかれ。とびゆく雲のかへりくる。空にたのみをかけ給ひ。またある時はそのかみの。御宴の事をおもひ出て

去年今夜侍清涼
秋思詩篇獨斷腸
思賜御衣猶在此
捧持每日拜餘香

これらの詩歌を味はへば。朝廷をうらむ御心の。あらざりけるは明らけし。さるを雷火となりわたり。落ぬといふはいかならん。菅根の朝臣時平公。うたれて死せりといふもなほ。世の應報の理に。いひ傳へたる說ならん。心づくしの沖つ波。かへらん時も待えずて。くもりかちなる秋の夜の。長き思ひの末つひに。かたぶく月の空遠く。雲かくれしはをしけれと。誠忠なんぞうづもれむ。太政大臣正一位。天滿宮と仰がれて。宰府北野の神垣は。いよ〳〵高く世に榮え。又水ぐきのあと淸く。流れ〳〵て海山の。末の末まで御社の。あらぬ里なく心なき。ひなの童のたくひまで。手習ふ時のはじめより。尊ふ神とぞなりにける

岡山市演奏者
尾原音人
外數名

國書刊行會

とく湯を沸かすこと釜を三四度沸かす
事珍らしき三四日を経て戸部の者共の方
を見しこと伯母いとく五つ頃北の釜
を沸かすこと二人の女子共も白子をつけ一
と火を焚き一と教授を盛りとる「ざる」を以
てそろそろ蓋を外して釜の中の件のざるを
さらへ入れ(釜)身を抜きて教授を
中へ移す動かすこと移すまでまた
しばらく置く故の後ろ
ろ暮珍らしき物なり、伯母釜の

國書刊行會

後村氏の物語る所の一條の伝説なり其
北の方を引き事の自分今を神と自己の
樂長寿を祈る四家の長人四民の幸福を
祈ること故る神も納めなき大
珍を三度呼ばしむと云へ満場の大
喝采を博せり
○一の宮(彦前の杉山吉俣神社)北
の伝説なり其の別所あり其の別所
郡をつるみ北の方を北の方を
り(ね)郡を一ちくことを詩しくこと
こんをつき

國書刊行會

國書刊行會

流浮世の遠慮話を興味ゆゑも、幕末の戦
爭に徳川氏無の立場の書きを見ると民兵を採方
の書うん立ても男を北(元)ス一の移飲ゆうう
かゝる民兵を書うんとも書る無義の移は分
ゆんば一枚宣ゆゝを写ひ、さを四三刑を鶯
戦を無ると一ツ移飲ゆゝんとゆうん山くの
日後人生を四ゝくまうを鶯戦の前日ス
つき感の立ちこゝの立ちを鶯戦の日
例ゝパタ〳〵ゝの感の立ちこゝを鶯
氣ゆうん立んを戦ゝ関係ある世印とお本

國書刊行會

此の世印の書きけしくしをあゝいしてつき注
ゆしいゆゝことをさをを笑ゝを冷汗
皆を通ゆし此ゆゝ穴ゆゝをきゝ心
此しゝをゝを注ゝる此の宣内ゆを世印う狐書
を立ゝる習慣ゆを男をゝんを移ゆゆを
此を抱きゝる也
○仙を金ゝゝんに一ツ移前ゝつき一体の興味ある
事実を移ゝる一ツ移家をを此年を出しゝる
を立ゝて一ツ一ツ移を後尾を極めゝる此代を
紀州を尾徳川氏の祝前も弱んと移て敬しゝ

こゝに一ツ橋の家を惜くことなきを起めて銀高
閣受う領地をも江戸に上るその時一ツ橋家
の川崎に居たる。北條今大藩の諸侯、野に
居たれば其の野に高札を立て侍を植え其
候の面前を標榜するを例とす、故に銀
候一ツ橋の領地を川崎の大師を指す恰
路、野をこゝにて高札の表面にあり
り、遠くなる花の中にあんん見隠りする心
元う奪てよと信を経る金子経るべきを
と歸吏に交渉するも歸吏応ぜざるを

往来を塞ぎたれを抜きて之を路傍に
棄て、遠くのかゝる所を働かるるを
り北条氏の領地の所とする人住花に
を花を賞する。四 黄昏帰途を急ぎ川
花を探く北条氏の解決せんが為に
り一隊の大勢を率を以て
物をこの事と北条氏の家臣を
停を抜くこゝに道路交叉
此重臣を引渡せ銀高家
七ちこゝに重臣の自殺を余し
（一ツ橋に於て

國書刊行會

の解決を急くるを得、一ツ橋も[illegible]えさ
り[illegible]貴之[illegible]所なりと紀藩の[illegible]
[illegible]も溜飲を下るを得[illegible]
まぶい差うりしと謂へる[illegible]銘酒の幸を味とり
の旅戸市中を伯う法乗を長竹往来する車中伯
ハ徒手を進徳と謂へる旅戸の奏乗をうたと十
年を経る[illegible]ちに[illegible]べきのあるん[illegible]を惜しい
とをしと彼あの[illegible]和北地う伯年大切の貿易
港とするべきことハ切んせつて長つれ、自分を銘酒
家のみなる地の旅戸市の金印を一年ハ買い

取らんと目論えんとこと[illegible]其時分今の市
街地となると長き土地の金印の値の値[illegible]
五千四百買いとの[illegible]多くある検査西関地奉の
値段なりとれ九州方面を北の蝦夷の[illegible]来
値暴騰し江戸[illegible]んが二倍の値を保つと
[illegible]の[illegible]校[illegible]来を輸送する船さくあんが
[illegible]二番目の[illegible]を値[illegible]えん、[illegible]を資
[illegible]と神[illegible]を買收する[illegible]
外四人[illegible]を作る[illegible]ハ[illegible]成つれ[illegible]
値段の[illegible]ると[illegible]を[illegible]

ゆとまれるつとのとを思ひ出しる殘会ひあるとと
読んと、此の流を前る掛けるが中花ともる
人が嘶ひあるのとちきさ流るるこゝろこゝみ
掛けることまりと

○

國書刊行會

國書刊行會
國書刊行會

以下
3丁
白紙

國書刊行會

○日程を繰り上げ二十一の夕方伯の汽車にて西宮神社
に赴く　帝の田舎に能の催しあり人衆つのみて
淡路伯の馬車門前迄送る　解衆伯を
迎へんとて　ぞろめく　ぞろめきて　いつの間
か　姿を止めぬ　左方の向うに牡丹　牡丹　牡丹
も能く見る　表を打ちこむ　群衆を右往左往に
駆使　ひめ　一二の人を乗せ　ぞろぞろ　往る
い　迎へ　下八　○や　ぞろぞろ　ぞろぞろ　刹那
に　濃色　と　樹　樹　樹　樹　人車　の　術　完　こゝ
馬　を　御　止　まる　金　を　伯　を　自　舞　を　馬　車

國書刊行會

を出て、元人衛宗を人事を尚八破棄さん
無りとする事車の一輪も破壊しあらんを恐れ
て駕を降して歩行を視めつゝ無の
繁き新道歩行を大聲を発して叱喝して
あるしが仰を待て宗を元人を制し叱つて
なる故自分のこゝろ者のこゝろ者の自
分の方に仰する様子の元祖くをちよ奥
をとゝくゞ来たれ原傳者の動しをもを
論自分からも拒命を手命をあるべしと辭義
を拒しあり仰を世する玄関を入れは光瑞仰を

玄関を出て仰と共に
導て入る奥まつる寺院とあり こゝを仰と光
瑞仰今話なるも光瑞を云ふ寺豪傑肌の
体格の大仰さ)く、仰なる所なる八を過さ
るの概なる光瑞四十仰なる二十史年の事
を保こゝなるあ自分も不者なる百けて
ぬつもりなる光瑞又四くなる能日を保し
たんとも自分を言て能なるを大仰なる帰
ざ言なる所なるものを黄布を棄也と仰其の言
所其の説味なる所仰大仰と大いなる一時な

又酒あるに二伯に義を攻撃に託して兵を誘ふ所なし、余を例らしめ彼の新盛者を疑游し多く古文書を高らしめ以て古術学を学ばしむる利益を無ることを考へし伯の弱味を知れるを以て之の伯之んを弱とし仲也外人を及ぼし及ぶの意のみの三あるも曰く外国の力を以て政府を攻撃するの事を余の微力の一私人也外国を恐れ外人を以て家を攻撃するを余のこゝに為す事三を以て我を先人を以て逆を逆ん

國書刊行會

ハあるんだ也ゝ之瑞伯の動めるも十分計能を観、又酒饌の弱を学く、光瑞伯の弟を遂順の人を光瑞の家の以て九條家に近うを弟を伯うんを花のめき時人も咲を居んを必終沈黙をし毒松速成を家を陰しかを光瑞伯之のを学ゝ之母北筋を家の拉石をとを大世伯ゝまをを新を拾伯り

因て馬車の一件を望の朝をのしく大袋逆を侍ゝんを共伯の弱新を近

國書刊行會

國書刊行會

大隈伯の危難

▲馬車の馬躍り狂ふ

二十一日午前二時十五分大隈伯は洛東馬町なる下村正太郎氏別邸を辭して東本願寺の馬車に乗り西本願寺に向ふまでは途上無事なりしも二時四十分七條猪熊通りなる同寺玄關門に至り今や門に達せんとする際伯歡迎の爲に門前には數百名群集し居たるが伯の馬車の馬は何物に驚きてや遽然西に向つて疾走せんとしたれば馭者は手綱を引しめて之を制せんとするも狂ひて狂ひたる馬は何條辯まるべき益猛り狂ひて四邊のものを破壞せざるの勢ひにてそこに居合せたる西九條村字唐橋の須原清助の長男米吉(九)が老母いか(六十)に抱かれて此の狂馬を避けんとするうちに早くも馬蹄にかけられて無惨にも小指及び膝部を傷つけられ同所に寄存せし護謨輪車一輛も顚覆して建仁寺町松原上る中村拾次郎方奥野佐一郎の膝部に擦過傷を負はしめたり馬は尚も狂ひて止まず同寺堂所門前なる幅一間程の溝に嵌込まんとするにぞ伯と同乘せる市島謙吉氏と久松侍者とは一身を顧みず伯の身體を一生懸命に抱き締めて保護するうち狂馬は路傍の松の木に衝突し車體はメチヤくに破壞し乘用に堪へざるに至りしが伯は危くも前記の人々及び校友等に扶けられて下車し唯頭部を打ちたるのみにて其の他は無事なりき、伯は下車するや前記負傷者に對し侍者を遣はし應急手當を爲さしめ慰藉料を贈りぬ、伯はこの危難にも泰然自若として光明師に迎へられ直ち黑書院に入り歡待を受けたり

○北の四橋すと
は表後論起る
伯と自こうまく
をあらうんと云つ
て強さん長さを
西本願寺より起
てを云つ為て起
りくる出来う

國書刊行會

まんで西本願寺を於て全部の仕事を為すし
と主張し東西兩寺を於て自分の馬車
の不行届の所為の為の仕事をなしてるるけれん
ハ云論表ひんとあるも全部の仕事を東西
兩寺とみすすと主張し三者ひとつ強くする状
あと結ゆえ金のみ利をるとしも動く三方
を於て表をひいうんを西側也は東
西兩寺の仕事をなしうんと伯ハ手を引うの
しくしと金も大きと四方を出るし伯うのうを
強も南西兩寺を毎日するるとをくくくし

○翌二十二日東京新聞社を訪ひ之淡伯之事の伯
を問ふこと再と異なるなく前日金比羅伯
再〻〻論と同じ事なり陰に遊ぶこと大
抵の人間なれども奇所を得るこの少時活流の
門に入り深くこれを祖ひ初めの師を捨し
を捨して後新道第流を此流を以て
する際の門弟幾年此者の上達式なる自分偶し
八論しなを伝授を論つて反上を捨もこと
あるを以て廊下の棟上の隅を用ひ〻る年暮
の歩日の髪結なを之れ為に市中

國書刊行會

四人の髪を結ひ此なる者の人々
指南して写くを師匠なる位仰の熱地なる
べきこと、如何と東京新聞の関係一班を
窺ひ尋ねしと言へれ臨死之淡伯も活業帳
二冊を東京新聞社一冊第弟子を終る活
業帳のこと中を記すこのみ

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

○伯ハ陸続東山ハ峯ノ大ノ雪ヲ寒ク伯思ヒ
出ロヲ〳〵キ又木葉ヲ折ツ一行伯ノ望

國書刊行會

仏御前を引くにすぎず引きゆてゝゝを即ち
人、巣の如き北の間真のよく伯を知るこゝろ
一行五十名等を見て殺る勢す
○伯の物語ども一切ゆを仲枝伯天晴を祈ふい
ろ〳〵の話しの序を伯うゆるこを主を勢ん
人を指ふいこゝゝ社仏間ゝまゝの寒枝と
枝ゝゝゝ

○伯の遊行定まりをつくるに百忙の移動あり
間を命ずる伯の移るを事を送るを地位の
〻身辛中を逆るも僅に二三点を投ずる時
〻〻〻

題下ニ義類ヲ
亦芝尾ニモ流類ヲ
ヲ行書ヲ
平野雲山ニ峰山侍（山義之）の跋
又ヲ実ニ貴重ノ物也

一 後馬書尾詩卷 半ニ
服部半蔵詩 [illegible]
朱ニヲ山印

國書刊行會

一 備忘録 十四冊 [illegible] の集也
文政元年十月と標題ニ記シヲ
又義書の首類ヲ
日記十数冊 [illegible] 四十
教録ヲ [illegible] 也

一 趙孟頫書友德帖一帖
芝尾ニ跋ヲ
頑叟之毛及二十年今年言此為
徳孤得其本筆之真帖於抱真

國書刊行會

高西華之妙之萬審可寶也

七十二変 息心□

級寺の僧一華上人の教を獲者と云ふ

こ可也

○伯と法しを奈良元寺法〻の法立ちる記

念者荒平と称する中2 録冊帳移二冊

一帙ちる法樂帳ちる一冊帳文化辛未帳

一文久三亥冬帳 各帳の尾ニ跋あるも同文也

云

凡若重会式王公諸神醮歌什奠於

神佛寶祭祈之法樂巨刹大初古例也

我大乃寺法等沿此今茲正當宗祖上

五十年忌將奉前軌修法会換字文

化文久舊冊上石欲于来夏賽法長

亦温故追遠之志也

時文辛亥季春

大遠忌法話の大谷瑞海

文化九年閏四月十日、妙法蓮華経四十八枚、文化九年閏四月十日、妙法蓮華経四十八枚、

一式蓮華経、

右故信り

[illegible]

[illegible]

國書刊行會

○故二郡故山金子教寿の略歴を誌す其の

略歴三条を一生とする故の日く

[illegible]

[illegible]

[illegible]

心平生為宗教[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

國書刊行會

明治辛亥五月　　岐山人識

地球儀を案ずるに
此本日本の一部の縮十七里
前賢每恨忙多性能以自家性情合古人作
況不似而似有以如也往年義松翁恰好十七
忙每者枝葉每〻及之今觀此書豈見先生
其心乎諸不意天資高人矣名下無虛士
夫不在數也

明治辛亥五月念一　　岐山人識

國書刊行會

○余江上印社の今日中路橋産の青帽を携者
一書人印選の義を以て印を刻し砥礪秋
清後人跋書を授者に清〻典雅を印
を示す

廣書之
明皇潮之初發直清書曰印選以杜香
齋印譜文曰風月常新水流不退
亮
明人地曠賦云　解月纏桂印風月常
新印地

國書刊行會

印旛の拝巡さく遠の淡ちんと衆さて
しにこんな彩ーとも海のもあるちくしう
興の のるもう形と又んか乗ーと拝の小遠の
淡もちくし
○春時海つの沿帳をはるとも格あのくものくあく
さんど稲のちくるもの也海つと赤小頑鞠家長
禮海つと鞠す又連城の鞠あくも西経源
幽美淡磨の海ち、定河の和江戸ちまう畠
愛の海ちくくし文化中一弦す年二十弦

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

赤坂の海に
名複輪宇宙禅師の子孫
面作師卯蔭う傍見寛的之神
年余未に及為昌幸賢傍見立化
中数年六年余

國書刊行會

以下全て

白　紙

國書刊行會